

監事監査報告書

令和3年5月20日

学校法人筑波学院大学

理事会 御中

評議員会 御中

学校法人筑波学院大学

監事 埴子千勝 

監事 佐藤孝夫 

私たち監事は、私立学校法第37条第3項及び学校法人筑波学院大学寄附行為第15条の規定及び令和2年度監事監査計画に基づき、学校法人筑波学院大学の令和2年度の業務若しくは収支、財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査を行った。

私たちは、監査にあたり理事会及び評議員会に出席するとともに、内部監査室と連携し、適時・適切に監査を実施し、理事等から業務の報告を聴取した。

また、収支、財産の状況についても、理事等から報告及び説明を受けるとともに、会計監査人と協議を行い計算書類等について検討を加えた。

その結果を、次のとおり報告する。

- 1 学校法人筑波学院大学の業務に関する決定及び執行は、所要の手続きのものと行われているものと認める。
- 2 計算書類、すなわち資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表は、その収支及び財産の状況を正しく示しているものと認める。
- 3 学校法人の業務及び財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄付行為に違反する重大な事実は認められない。
- 4 学校法人は、コロナ禍の影響により新たな対応に多くの時間と費用負担を迫られる中であって、理事長、学長の方針が浸透し教育及び経営面での改革・改善がスピード感をもって着実に図られてきているが、引き続き、目標とする学生確保はもとより教育の質の向上に力を入れ、本学の目指す教育の実現に取り組む必要がある。